

## 第2回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日(月) 13時30分～14時00分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 11人

藤田 重孝	委員	木田 一之	推進委員
浅利 力	委員	山口 努	推進委員
長内 幸子	委員		
土岐 工	委員		
築館 昇	委員		
幸山 達雄	委員		
工藤 優一	委員		
原子 一行	委員		
高橋 藤人	委員		

4. 議事日程

議案第3号	農地法第3条による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画書の決定について
議案第5号	令和2年度農作業標準賃金について
議案第6号	贈与税の納税猶予に関する証明について
議案第7号	不動産取得税の徴収猶予に関する証明について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第3号	使用貸借合意解約書の受理について
報告第4号	農地法第52条に基づく貸借料情報の提供について
報告第5号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	木田 昭人	事務局次長	奈良岡 学	主事	水木 雄士
専門員	藤田 信男	専門員	藤田 哲子		

## 6. 会議の概要

奈良岡次長	大鰐町農業委員会憲章唱和を行いますので、皆様ご起立下さい。
木田局長	ただ今から、第2回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。 会長よりご挨拶をお願いします。
会 長	(挨拶)
木田局長	引続き進行の方をよろしくお願いします。
議 長	本日は、委員15名中11名の出席ですので、総会は成立しております。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。  (異議なし)  それでは、私の方から指名いたします。 2番の浅利力委員と3番の長内幸子委員にお願い致します。 それでは、議事に入ります。議案第3号、農地法第3条による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。
水 木	議案第3号について説明致します。 番号1は、長峰字前田ノ沢の畑1筆5,363㎡の土地を知人より贈与を受ける申請です。番号2は、三ツ目内字富岡の畑4筆9,772㎡の土地を知人より贈与を受ける申請です。以上、2件の申請につきましては、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。
議 長	議案第3号について、質問・意見等ございませんか。
築館委員	番号2は法人と思われるが、税金等はどのようになるのか。
事務局	相続時精算課税制度という制度の中に、110万円控除があり扱いとしては、個人も法人も同様となります。
議 長	他に意見等ございませんか。 異議がないようですので、議案第3号は原案どおり許可することにいたします。続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画書の決定について議題と致します。事務局の説明を求めます。
水 木	議案第4号について説明いたします。 こちらは、大鰐町長より、別紙のとおり農用地利用集積計画書を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求めるものです。整理番号3は、森山宇菟中の畑1筆1,729㎡の土地を森山の方から森山の方へ所有権移転をする申請です。以上、1件の申請につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議 長	議案第 4 号について、質問・意見等ございませんか。 異議がないようですので、議案第 4 号は原案どおり許可することにいたします。続きまして、議案第 5 号、令和 2 年度農作業標準賃金について議題といたします。事務局の説明を求めます。
水 木	令和 2 年度農作業標準賃金についてです。参考として、右側に近隣市町村の令和 2 年度の標準賃金を記載しております。青森県の最低賃金も踏まえまして、皆さんで大鰐町の単価を決めていきたいと思いますが、何か意見等ありませんでしょうか。
議 長	議案第 5 号について、質問・意見等ございませんか。 異議がないようですので、議案第 5 号は原案どおり許可することにいたします。続きまして、議案第 6 号、贈与税の納税猶予に関する証明について議題といたします。事務局の説明を求めます。
水 木	租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を下記の期間、引き続き行っていることの承認を求めるものです。対象者は長峰の方で、期間は、H29. 1. 1～R 元. 12. 31 までとなっております。
議 長	議案第 6 号について、質問・意見等ございませんか。 異議がないようですので、議案第 6 号は原案どおり許可することにいたします。続きまして、議案第 7 号、不動産取得税の徴収猶予に関する証明について議題といたします。事務局の説明を求めます。
水 木	地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を下記の期間、引き続き行っていることの承認を求めるものです。対象者は 3 名、長峰の方が 2 名で、唐牛の方が 1 名で、期間は H29. 1. 1～R 元. 12. 31 までとなっております。
議 長	議案第 7 号について、質問・意見等ございませんか。 異議がないようですので、議案第 7 号は原案どおり許可することにいたします。続きまして、報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について議題といたします。事務局の説明を求めます。
水 木	農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理致しましたので報告致します。令和 2 年 1 月の受理分は、6 件で、田が 4 筆、畑が 12 筆の計 14, 097 m <sup>2</sup> となっております。
議 長	報告第 2 号について、質問・意見等ございませんか。 異議がないようですので、報告第 2 号は原案どおり許可することにいたします。続きまして、報告第 3 号、使用貸借合意解約書の受理について議題といたします。事務局の説明を求めます。

水 木	使用貸借契約において、合意解約書を受理致しました。当案件につきましては、R元.6.18～R21.6.17までの使用貸借契約をしておりましたが、第三者へ売買する事となりましたので、報告致します。
議 長	報告第3号について、質問・意見等ございませんか。 異議がないようですので、報告第3号は原案どおり許可することにいたします。続きまして、報告第4号、農地法第52条に基づく賃貸料情報の提供について議題といたします。事務局の説明を求めます。
水 木 議 長	平成31年1月から令和元年12月までに締結された、賃貸借における貸借料水準は別紙のとおりとなっておりますので、報告致します。 報告第4号について、質問・意見等ございませんか。 異議がないようですので、報告第4号は原案どおり許可することにいたします。続きまして、報告第5号、農地法第5条第1項第8号の規定による転用届出書の受理について議題といたします。事務局の説明を求めます。
水 木	農地法施行令第17条第1項の規定により、転用届出書を受理致しましたので報告致します。番号1は、大鰐字羽黒館の畑8.69㎡について、住宅の改築に伴う宅地の拡張のため転用をするものです。以上1件の申請につきましては、市街化区域内であるため、届出のみでよいこととなっております。
議 長	報告第5号について、質問・意見等ございませんか。 異議がないようですので、報告第5号は原案どおり許可することにいたします。これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第2回総会を閉会いたします。